

川越市議会情報セキュリティ基本方針

1. 目的

本基本方針は、川越市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、川越市議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) 議会ネットワーク

議会活動及び事務の円滑な遂行を目的として、本市議会が管理するインターネット接続環境（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

議会活動等で利用される情報を取り扱うコンピュータ、ネットワーク及び、電磁的記録媒体、クラウドサービスをいう。

(3) 情報資産

市議会の会議に関係する情報など、議会ネットワークにおいて議員及び議会事務局職員が取り扱う情報全般をいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要ときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4. 適用範囲

- (1) 本基本方針が適用される機関

議会

- (2) 対象者の範囲

議員及び議会の運営に関わる市職員（以下「議員等」という）に適用する。

- (3) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。ただし、「川越市情報セキュリティポリシー」で適用される情報資産を取り扱う場合は、「川越市情報セキュリティポリシー」を遵守するものとする。

- ①議会ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ②議会ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文

5. 議員等の遵守義務

議員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 組織体制

情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

- (2) 情報資産の分類と管理

情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

- (3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、以下の対策を講じる。

- ① 議会ネットワークへの端末接続は、議員に貸与するタブレットに限定するアクセス制御を実施する。
- ② 情報システムにおいては、議員が庁舎外で利用するため、利用環境を考慮したセキュリティ対策を実施する。
- (4) 物理的セキュリティ
サーバ、通信回線及び議員の端末の管理について、物理的な対策を講じる。
- (5) 人的セキュリティ
情報セキュリティに関し、議員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。
- (6) 技術的セキュリティ
コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。
- (7) 運用
情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。
- (8) クラウドサービス等の利用
クラウドサービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。
- (9) 議員に貸与するタブレット端末におけるセキュリティ
議員に貸与するタブレット端末は、各使用者によって利用環境が異なるため、利用するネットワークにとらわれないセキュリティ対策を講ずる。
また、各議員においては市議会で定めるタブレット端末機利用基準を遵守の上、使用することとする。
- (10) 評価・見直し
情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。市議会情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜市議会情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8. 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

9. 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本市議会の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

10. 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市議会の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。